

2 年金積立金の運用実績（承継資産の損益を含む場合）

年金資金運用基金は、旧年金福祉事業団から、約26兆円の資産と、旧資金運用部からの借入金の返済という負債を承継した。旧年金福祉事業団が行っていた資金運用事業に係る累積利差損は、平成12年度末で-1兆7025億円であった。

年金資金運用基金では、承継した資産を、厚生労働大臣から寄託された年金積立金と合同して市場運用しており、承継資産を含む市場運用部分の平成13年度運用実績は、修正総合収益率で-2.48%となった。また、承継資産に係る損益は、借入金の利払いを含むと、平成13年度単年度で、-1兆1415億円となり、累積利差損は、平成12年度末の累積利差損にこの単年度の損益を合わせた-2兆8440億円となった。

承継資産は年金積立金そのものではないが、この承継資産の運用実績をも広く年金積立金の運用実績の一部と捉え、上記の損益をすべて1(4)でみた運用実績に含めて見てみると、運用実績は以下のとおりとなる。

なお、承継資産は、資産であると同時に借入金という負債でもあるため、ここでは、資産額の中に計上していない。

承継資産に係る全ての損益を含んだ年金積立金合計の運用実績は、厚生年金の収益額が2兆6541億円のプラス、国民年金の収益額が1246億円のプラスとなっており、合計では、2兆7787億円のプラスであった。

また、収益率は、合計で1.94%のプラスであった。

(表5)

(単位：億円、%)

	合計		
		厚生年金	国民年金
資産額（平成13年度始め）	1449987	1352904	97083
資産額（平成13年度末）	1443315	1345967	97348
収益額	27787	26541	1246
収益率	1.94	1.99	1.29

(注) 承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金の積立金の元本平均残高比率により行っている。

※年金積立金資産額合計（平成13年度末）〔144.3兆円〕

=年金積立金資産額合計（平成13年度始め）〔145.0兆円〕

+収益額〔2.8兆円〕

+歳入（預託利子収入除く）等〔31.8兆円〕-給付費等〔35.2兆円〕

なお、市場運用分（運用手数料等控除後）、財投債引受け分、財政融資資金預託分、承継資産分の、年金積立金全体に対する収益率は以下のとおりとなった。

(表6)

(単位：%)

合計	収益率	1.94
	市場運用分（運用手数料等控除後）	-0.13 (-2.59)
	財投債引受け分	0.01 (1.13)
	財政融資資金預託分	2.85 (2.99)
	承継資産分	-0.80
厚生年金	収益率	1.99
	市場運用分（運用手数料等控除後）	-0.12 (-2.59)
	財投債引受け分	0.01 (1.13)
	財政融資資金預託分	2.89 (3.02)
	承継資産分	-0.80
国民年金	収益率	1.29
	市場運用分（運用手数料等控除後）	-0.29 (-2.59)
	財投債引受け分	0.03 (1.13)
	財政融資資金預託分	2.34 (2.57)
	承継資産分	-0.80

(注) カッコ内は各資産ごとの収益率であり、カッコ外は年金積立金全体に対する収益率である。

Ⅱ 年金積立金の運用実績が年金財政に与える影響の評価

1 年金財政からみた運用実績の評価の考え方

(1) 年金積立金の運用とその評価

年金積立金の運用は、年金財政計画の下、長期的な視点から安全かつ効率的に行うこととされており、運用実績の年金財政に与える影響についても、長期的な観点から評価することが重要である。

(2) 公的年金における財政計画との比較による評価

公的年金では社会経済状況の変化を踏まえ、少なくとも5年に1度、財政計画の見直しである財政再計算が行われている。財政再計算では、将来の加入、脱退、死亡、障害等の発生状況（人口学的要素）や運用利回り、賃金上昇、物価上昇の状況（経済的要素）等について、一定の前提を置いて将来の収支状況を推計し、あわせて必要な制度改正を行い、財政の均衡が保たれるように財政計画を定めている。

実績が全て財政再計算で置いた前提どおりに推移すれば、収入、支出等の実績値は財政再計算の予測どおりに推移し、年金財政の均衡は保たれることとなる。

従って、積立金の運用実績を評価するに当たっては、実現された運用収益率と、財政再計算が前提としている運用利回り（予定運用利回り）と比較することが適当である。

(3) 実質運用利回りによる評価

ただし、運用実績の評価の際には、収益率（名目運用利回り）から名目賃金上昇率を差し引いた実質運用利回りを、財政再計算が前提としている予定実質運用利回りと比較することが適当である。

これは、年金の新規裁定額が、名目賃金上昇率に連動して改定されていくためである。

(4) 平成11年財政再計算における運用利回り等の前提

平成11年の財政再計算では、直近の預託金や名目賃金上昇率の動向を踏まえ、長期的に名目運用利回り4.0%、名目賃金上昇率2.5%と見込んでおり、実質運用利回りは約1.5%とされている。（長期的にはこの実質運用利回りが運用実績の評価基準となる。）

(表7) 平成11年財政再計算における運用利回り及び賃金上昇率の前提

(単位：%)

	名目運用利回り		実質運用利回り		名目賃金上昇率
	厚生年金	国民年金	厚生年金	国民年金	
平成10年度	4.26	4.01	4.57	4.32	-0.30
11	3.67	3.55	3.57	3.45	0.10
12	3.61	3.47	1.08	0.95	2.50
13	3.52	3.27	1.00	0.75	2.50
14	3.49	3.28	0.97	0.76	2.50
15	3.49	3.35	0.97	0.83	2.50
16	3.57	3.48	1.04	0.96	2.50
17	3.76	3.75	1.23	1.22	2.50
18年度以降	4.00	4.00	1.46	1.46	2.50

(注1) 名目運用利回りは、平成10年度は実績見込み値、平成11年度は年金特別会計の予算上の値、平成12～17年度までは旧資金運用部預託分として平成10年度までに旧資金運用部に預託された実績額から推計される値に自主運用分を加重平均したもの。

(注2) 名目賃金上昇率は、平成10年度は厚生年金の実績見込み値、平成11年度は厚生年金の年金特別会計の予算上の値、平成12年度以降は2.5%としている。

(注3) ここでは国民年金の年金改定率は厚生年金の名目賃金上昇率と同じとしている。

2 運用実績の評価

年金積立金の運用実績の評価は、長期的な観点から行うべきものであるが、平成13年度単年度における運用実績と、財政再計算上の予定実質運用利回りを比較すると次の通りである。

平成13年度の収益率（名目運用利回り）は厚生年金が1.99%となり、国民年金が1.29%となっている。名目賃金上昇率は-0.27%であるから、実質運用利回りは厚生年金が2.27%、国民年金が1.56%となる。

再計算上の前提では平成13年度の実質運用利回りは、厚生年金が1.00%、国民年金が0.75%であるから、厚生年金では1.27%、国民年金では0.81%実績が再計算の前提を上回っている。

（表8）年金積立金の運用実績及び年金財政に与える影響の評価（平成13年度）

		厚生年金	国民年金	(参考) 年金積立金全体
実績	名目運用利回り	1.99%	1.29%	1.94%
	名目賃金上昇率	-0.27%	-0.27%	-0.27%
	実質運用利回り	2.27%	1.56%	2.22%
財政再計算上の前提	実質運用利回り	1.00%	0.75%	0.98%
実質運用利回りの財政再計算上の前提との差		1.27%	0.81%	1.24%
	差額	1.70兆円	0.08兆円	1.78兆円

（注1）名目運用利回りは、修正総合収益率（運用手数料控除後）である。

（注2）実質運用利回りは $(1 + \text{名目運用利回り} \div 100) \div (1 + \text{名目賃金上昇率} \div 100) \times 100 - 100$ により求めている。

（注3）名目賃金上昇率は年齢構成の変動による影響を控除した名目標準報酬上昇率である。

（注4）名目賃金上昇率は厚生年金のみのデータから求めたものであり、被用者年金全体のデータを用いて求められる再評価率とは異なる。

（注5）ここでは国民年金の年金改定率は厚生年金の名目賃金上昇率と同じとしている。

(参考)運用実績と財政再計算上の前提との比較(承継資産の損益を含む場合)

○厚生年金

	実績					財政再計算上の前提			実質運用利回りの実績と再計算上の前提との差 (I)=(A)-(F)	差額
	実質運用利回り (A)	名目運用利回り (B)	名目賃金上昇率 (C)	年度末積立金(※) (D)	運用収益 (E)	実質運用利回り (F)	名目運用利回り (G)	名目賃金上昇率 (H)		
平成10年度	% 3.78	% 3.28	% -0.48	兆円 129.8	兆円 4.1	% 4.57	% 4.26	% -0.30	% -0.79	兆円 -0.99
平成11年度	5.59	4.94	-0.62	135.4	6.4	3.57	3.67	0.10	2.02	2.61
平成12年度	1.61	1.60	-0.01	135.3	2.1	1.08	3.61	2.50	0.53	0.71
標準報酬等級改定の影響を含めた場合	0.85	1.60	0.74	135.3	2.1	1.08	3.61	2.50	-0.23	-0.31
平成13年度	2.27	1.99	-0.27	134.6	2.7	1.00	3.52	2.50	1.27	1.70
平成10～13年度平均	3.30	2.94	-0.35	-	3.8	2.54	3.76	1.19	0.76	1.01
標準報酬等級改定の影響を含めた場合	3.11	2.94	-0.16	-	3.8	2.54	3.76	1.19	0.56	0.75

○国民年金

	実績					財政再計算上の前提			実質運用利回りの実績と再計算上の前提との差 (I)=(A)-(F)	差額
	実質運用利回り (A)	名目運用利回り (B)	名目賃金上昇率 (C)	年度末積立金(※) (D)	運用収益 (E)	実質運用利回り (F)	名目運用利回り (G)	名目賃金上昇率 (H)		
平成10年度	% 3.57	% 3.07	% -0.48	兆円 8.9	兆円 0.3	% 4.32	% 4.01	% -0.30	% -0.75	兆円 -0.06
平成11年度	5.54	4.89	-0.62	9.5	0.4	3.45	3.55	0.10	2.09	0.19
平成12年度	1.37	1.36	-0.01	9.7	0.1	0.95	3.47	2.50	0.42	0.04
標準報酬等級改定の影響を含めた場合	0.62	1.36	0.74	9.7	0.1	0.95	3.47	2.50	-0.33	-0.03
平成13年度	1.56	1.29	-0.27	9.7	0.1	0.75	3.27	2.50	0.81	0.08
平成10～13年度平均	3.00	2.64	-0.35	-	0.2	2.36	3.57	1.19	0.64	0.06
標準報酬等級改定の影響を含めた場合	2.81	2.64	-0.16	-	0.2	2.36	3.57	1.19	0.45	0.04

(※)年度末積立金は時価で表示しており、

年度末積立金=前年度末積立金+運用収益+歳入(運用収益除く)等-給付費等

[134.6兆円] [135.3兆円] [2.7兆円] [25.9兆円] [29.3兆円]

という関係になっている。(カッコ内は平成13年度厚生年金の数値)

(注1)名目運用利回りは修正総合収益率(運用手数料控除後)である。

(注2)年金福祉事業団から継承した資産分は損益を厚生年金と国民年金の寄託・預託元本平残の比で按分している。

(注3)名目賃金上昇率は年齢構成の変動による影響を控除した名目標準報酬上昇率である。

(注4)実質運用利回り((A)及び(F))は $(1 + \text{名目運用利回り} \div 100) \div (1 + \text{名目賃金上昇率} \div 100) \times 100 - 100$ により求めている。

(注5)ここでは国民年金の年金改定率は厚生年金の名目賃金上昇率と同じとしている。

(注6)名目賃金上昇率は厚生年金のみのデータから求めたものであり、被用者年金全体のデータを用いて求められる再評価率とは異なる。

○年金積立金全体の実績(厚生年金+国民年金)

	実績					財政再計算上の前提			実質運用利回りの実績と再計算上の前提との差 (I)=(A)-(F)	差額
	実質運用利回り (A)	名目運用利回り (B)	名目賃金上昇率 (C)	年度末積立金 (※) (D)	運用収益 (E)	実質運用利回り (F)	名目運用利回り (G)	名目賃金上昇率 (H)		
	%	%	%	兆円	兆円	%	%	%	%	兆円
平成10年度	3.77	3.27	-0.48	138.6	4.4	4.55	4.24	-0.30	-0.78	-1.05
平成11年度	5.58	4.93	-0.62	144.9	6.8	3.56	3.66	0.10	2.02	2.79
平成12年度	1.59	1.58	-0.01	145.0	2.3	1.07	3.60	2.50	0.52	0.75
標準報酬等級改定の影響を含めた場合	0.83	1.58	0.74	145.0	2.3	1.07	3.60	2.50	-0.24	-0.35
平成13年度	2.22	1.94	-0.27	144.3	2.8	0.98	3.50	2.50	1.24	1.78
平成10～13年度平均	3.28	2.92	-0.35	-	4.1	2.53	3.75	1.19	0.75	1.07
標準報酬等級改定の影響を含めた場合	3.08	2.92	-0.16	-	4.1	2.53	3.75	1.19	0.56	0.79

(※)年度末積立金は時価で表示しており、

年度末積立金=前年度末積立金+運用収益+歳入(運用収益除く)等-給付費等

[144.3兆円] [145.0兆円] [2.8兆円] [31.8兆円] [35.2兆円]

という関係になっている。(かっこ内は平成13年度の数值)

(注1)名目運用利回りは修正総合収益率(運用手数料控除後)である。

(注2)年金福祉事業団から継承した資産分の損益を含んでいる。

(注3)名目賃金上昇率は年齢構成の変動による影響を控除した名目標準報酬上昇率である。

(注4)実質運用利回り((A)及び(F))は $(1 + \text{名目運用利回り} \div 100) \div (1 + \text{名目賃金上昇率} \div 100) \times 100 - 100$ により求めている。

(注5)ここでは国民年金の年金改定率は厚生年金の名目賃金上昇率と同じとしている。

(注6)名目賃金上昇率は厚生年金のみのデータから求めたものであり、被用者年金全体のデータを用いて求められる再評価率とは異なる。

第3章 運用の基本方針に基づく年金資金運用基金における年金資金の管理及び運用の評価

年金資金運用基金は、厚生労働大臣から年金積立金の寄託を受けて、実際に年金資金の管理及び運用を行っている。

以下では、厚生労働大臣が定めている「運用の基本方針」に沿った運用が行われているかどうかなどを中心として、年金資金運用基金における年金資金の管理及び運用の評価を行う。

I 運用における基本的な事項について

1 責任体制の明確化

[運用の基本方針の規定] (運用の基本方針 第1 四)

年金積立金の運用に当たっては、責任体制の明確化を図り、年金積立金の運用にかかわるすべての者について受託者責任(忠実義務及び善良なる管理者としての注意義務の遵守)を徹底する。

年金資金運用基金では、業務開始に際して、制裁規程を作成し、責任体制の明確化を図っている。このほか、法令や管理運用方針を含め、関係規程を全職員に配布するなど、その徹底に努めている。

また、運用受託機関、資産管理機関についても、慎重な専門家の注意義務と忠実義務を契約書に明記し、違反した場合には解約することもあり得るとされており、その内容をガイドラインにより具体化し、受託者責任の徹底を図っている。

これらを踏まえると、責任体制の明確化及び受託者責任の徹底が図られていると評価できる。今後とも、引き続き、受託者責任の徹底を図ることが期待される。

2 情報公開の徹底

[運用の基本方針の規定] (第1 五)

運用の具体的な方針、運用結果、年金財政に与える影響等について、十分な情報公開を行い、年金積立金の自主運用に関して国民のより一層の理解と協力を得るよう努める。

年金資金運用基金では、運用の基本方針に沿って、管理運用方針を作成し、公表している。また、平成13年度の運用状況については、年度途中の運用状況を速やかに開示するため、従来の年1回に加えて、四半期ごとに、時価による資産額や収益の状況を公表している。さらに、「平成13年度資金運用業務概況書」においては、新たに、資金の配分・回収状況について、運用対象資産別に、月次ベースで情報を開示している。

これらを踏まえると、旧年金福祉事業団におけるディスクロージャーと比べて、運用状況の公表の頻度や公表内容が充実しており、情報公開に積極的に取り組んでいると評価できる。引き続き、情報公開に努め、運用の透明性の向上を図ることを通じて、年金積立金の運用についてより一層国民の理解と協力を得られるよう努力することが必要である。

II 年金資金運用基金の資産構成割合の状況について

[運用の基本方針の規定] (第2 四 1)

基本ポートフォリオを実現するまでの経過的な資産構成割合（移行ポートフォリオ）については、効率的な運用を目指すと同時に、円滑に基本ポートフォリオを実現するということを考慮して策定する。

移行ポートフォリオは毎年度策定し、策定後遅滞なく公表する。

当該年度の移行ポートフォリオは、当該年度を通じて、各資産クラスごとに前年度末の資産構成割合の値と当該年度の移行ポートフォリオの資産構成割合の値を結ぶ線に沿うように、乖離許容幅の下で、均等な割合で増加又は減少させることにより、当該年度末に達成されるべきものとする。(14年4月改正)

年金資金運用基金では、平成13年度において、平成13年度の移行ポートフォリオを実現するよう、寄託金を投資（配分）した。資産配分に当たっては、移行ポートフォリオに円滑に移行できるよう、移行ポートフォリオで定める資産構成割合よりも低い資産構成割合となっている資産には資金を配分し、一方、移行ポートフォリオで定める資産構成割合よりも高い資産構成割合となっている資産には資金を配分しないこととした。

この結果、平成13年度末の年金資金運用基金の市場運用部分の資産構成割合については、移行ポートフォリオの乖離許容幅の範囲内に納まっており、運用の基本方針どおり適切に管理運用されていると評価できる。

(運用資産全体の移行ポートフォリオ)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産
移行ポートフォリオ	89%	4%	1%	2%	4%
乖離許容幅	±1%	下限3%	下限0.1%	下限1%	—
年度末の資産構成割合	89.83%	4.06%	0.80%	2.27%	3.05%

(年金資金運用基金の移行ポートフォリオ)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産
移行ポートフォリオ	52%	26%	6%	14%	2%
乖離許容幅	±5%	下限21%	下限1%	下限9%	—
年度末の資産構成割合	53.84%	25.57%	5.04%	14.31%	1.23%

Ⅲ 年金資金運用基金が年金資金の管理運用に関し遵守すべき事項について

1 リスク管理

[運用の基本方針の規定] (第3 - 2 (1))

基金は、厚生労働大臣から寄託された資金を、民間運用機関への委託運用及び自家運用によって運用するとともに、資産全体、資産クラスごと及び運用受託機関ごとにリスク管理を行う。

資産全体及び資産クラスごとのリスク指標（トラッキングエラー（注1）、デュレーション（注2））については、資産統合管理システムやリスク分析ツールにより把握・分析されている。

また、各運用受託機関に対しては、リスク管理に関する事項をガイドラインに規定し、その徹底を図っており、また、毎月、各運用受託機関から、取引や残高に関する情報について報告を受け、これを基に分析ツールを利用して収益率の把握やリスクの分析を行った。平成13年度においては、リスク管理や運用受託機関の評価のため、各運用受託機関についてヒアリングを2回実施し、そのほかにも個別のヒアリングを随時行った。

これらを踏まえると、資産全体、資産クラスごと及び運用受託機関ごとのリスク管理については、適切に管理されていると評価できるが、資産統合管理システムやリスク分析ツールの充実等により、より精緻なリスク管理を行っていくことが必要である。

（注1）ベンチマーク収益率（市場平均収益率）からの乖離の大きさを表す指標

（注2）金利の変動が債券価格に与える影響を表す指標

2 運用手法

[運用の基本方針の規定] (第3 - 1)

各資産クラスともパッシブ運用を中心とし、パッシブ運用とアクティブ運用の比率は、基金が各資産の特性を踏まえ定める。

年金資金運用基金では、各資産クラスともパッシブ運用の割合を高めていくこととしており、平成13年度には、パッシブ運用機関を新たに選定し、資金をパッシブ運用機関に対して重点的に配分することにより、パッシブ運用の比率を大幅に引き上げた。

これらを踏まえると、パッシブ運用を中心とする運用手法への移行は着実に進められていると評価できる。パッシブ運用の割合については、目標値の明確化を図り、引き続き引き上げに努めることが必要である。

(参考) 年金資金運用基金のパッシブ比率

	平成12年度末	平成13年度末
資産全体	28.7%	50.1%
国内債券	31.6%	50.7%
国内株式	24.3%	44.2%
外国債券	29.7%	71.4%
外国株式	31.9%	53.3%

3 運用受託機関の選定・評価

[運用の基本方針の規定] (第3 二 2)

基金は、運用受託機関の選定・評価基準を明確化するとともに、運用受託機関の採用、資金配分及び解約に関するルールを整備する。

年金資金運用基金では、運用受託機関や資産管理機関の選定・評価、運用受託機関に対する資金配分・回収については、管理運用方針の中で明確なルールを定め、これを公表することで透明性を確保するように努めている。

平成13年度は、年金資金運用基金において、パッシブ運用機関、外国債券アクティブ運用機関及び資産管理機関の選定を行った。その際には、インターネットなどを通じて広く運用機関を公募し、書類審査やヒアリングを通じて、あらかじめ定めた評価項目について、運用実績に関する定量データを踏まえ、慎重に評価した。選定結果については速やかに公表し、選定手続きの透明性を確保するよう努めている。

(管理運用方針に定めた選定の際の評価項目)

- ・運用受託機関
投資方針、運用プロセス、組織・人材等
- ・資産管理機関
組織体制、事務体制、監査等

運用受託機関への資金配分は、アクティブ運用機関については、運用受託機関の総合評価を行い、総合評価の高い上位2分の1に該当する運用機関に対して資金を配分することとしている。

また、総合評価の低い下位4分の1に該当するアクティブ運用機関などから資金を回収し、3年ごとに行う定期的な見直しの際に総合評価で「継続困難」と判断した運用受託機関は解約することとしている。

さらに、ガイドラインに違反した場合や、運用能力に問題が生じたと判断される場合についても、資金の回収や解約などの措置を講じることとしている。

これらを踏まえると、運用受託機関や資産管理機関の選定・評価基準は、管理運用方針に選定基準及び評価方法、評価項目などが明確に定められ、公表されており、基本方針に沿った取り組みが行われていると評価できる。特に、平成13年度において、インターネットなどを通じた公募や選定結果の公表を行うなどの選定手続の透明性を高めるための新たな取り組みを行ったことは高く評価できる。

また、運用受託機関への資金配分及び解約のルールについても、管理運用方針に資金配分・解約基準が定められ、ルールが整備されていると評価できる。

なお、受託機関の選定・評価基準、評価方法や、運用受託機関への資金配分及び解約のルールについては、今後も、引き続き妥当性を検証し、改善を図っていくことが必要である。

4 市場への資金の投入及び回収の分散化

[運用の基本方針の規定] (第3 三)

基金は運用額の規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないように努めるとともに、市場の価格形成等への影響に配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努める。

年金資金運用基金では、各年度の移行ポートフォリオで示された資産構成割合の円滑な実現を図るため、市場に与える影響に十分留意しながら、特定の時期・資産に集中しないように、配分時期や各資産への分散を考慮し、資金の配分・回収を行っている。

平成13年4月に年金資金運用基金が設立され、厚生労働大臣による新たな自主運用へと運用の仕組みが変わり、運用方針も従来と大きく変更された。これを受け、年金資金運用基金は、年度前半は、新たに設置された投資専門委員の参画の下、新たな運用方針に沿った運用の準備を運用受託機関とともにを行い、年度後半(10月)から資金運用を開始した。

年度後半の毎月の投入及び回収状況については、平成13年度の移行ポートフォリオの実現に向けて、実際の資産構成割合と目標値の乖離が縮小するよう行われており、運用の基本方針どおり特定の時期や特定の資産に集中することなく行われていると評価できる。

5 株主議決権の行使

[運用の基本方針の規定] (第3 四)

株主議決権の行使については、投資収益を目的とする株主として当然であるが、国が民間企業の経営に影響を与える等の懸念を生じさせる恐れがあるので、公的機関である基金が直接行うのではなく、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねる。

この場合、基金は、運用受託機関への委託に際し、議決権行使の目的は長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示し、株主議決権に関する考え方を「管理運用方針」に定めるとともに、議決権の行使に関する運用受託機関の方針や行使状況について報告を求める。なお、企業に反社会的行為があった場合の運用受託機関の対応方針等についても基金は報告を求める。

年金資金運用基金では、株主議決権に関する考え方を管理運用方針に定めるとともに、「運用の基本方針」で定める内容を運用受託機関に示すガイドラインで明確化し、その徹底を図った。その結果、国内株式については運用受託機関29社中28社が、外国株式については運用受託機関20社中19社が、株主議決権を行使し、一部行使しなかった運用受託機関には、適切な議決権行使の取り組みを行うよう指示した。

これらを踏まえると、年金資金運用基金は、運用の基本方針に沿って取り組んでいると評価できる。なお、年金資金運用基金は平成14年度においては、年金資金にとってより効果的な議決権行使の在り方について調査研究を行っているが、このような運用受託機関における議決権行使の適切な推進に向けた検討を進めることは重要である。